

クロマグロ遊漁の課題への対応

令和7年1月
水産庁

I 第1回合同会議でおおむね意見の集約が図られた事項

(1) 採捕期間が短いことに対する対応

- ① 採捕上限の設定時期等の見直し
複数月の設定をやめて、毎月均等に設定する（上限数量60トン÷12月=5トン/月）。
- ② バッグリミットについて
1人1日1尾までから1人1月1尾にする。

(2) 採捕報告の正確性等を向上させるための対応

- ① 採捕報告の期限
陸揚げ後3日以内から1日以内に短縮
- ② 報告内容に以下を追加する
 - ・ 採捕したクロマグロの写真
 - ・ 計量方法（秤、目測など）
 - ・ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ）
 - ・ プレジャーボートの船舶番号
 - ・ 陸揚げ場所
- ③ 上記の記載のほか、二重認証システム（電話番号認証）の導入



注）身分証など本人確認ができる書類を提出させるか

(3) 裏付け命令による違反の抑止効果を高めるための対応

- 委員会指示の有効期間を延長を検討
（会長による裏付命令の申請の迅速化については措置済み）

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

(1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、

直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- (2) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から三日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

- (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

Ⅱ 上記Ⅰ以外の事項（１．届出制 ２．キャッチ&リリース）

1. 届出制の導入について

（委員の主な意見・質問）

- ・全体像がわからないため届出制により実態を把握することは重要。
- ・いつから導入するのか（令和7年4月、令和7年度中、令和8年4月など）。
- ・漁業の届出制のスケジュールも参考にすべき。
- ・届出制をどうするかは中長期的に検討していくべきではないか。
- ・広調委でバックリミット等の規制やC&Rの実施により、採捕数量の管理ができるようになれば届出制やTAC制に移行しなくても良いという議論もあるのではないか。
- ・届出制で個人を特定することで全体像が把握できるのか。 等

（参考）沿岸くろまぐろ漁業について届出制を開始したときの流れ（日本海・九州西広域漁業調整委員会の場合）

- ・平成23年3月3日に届出の委員会指示を発出。
- ・平成23年7月1日～平成24年12月31日までの間に沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに平成23年6月20日までに届出なければならない。
- ・届出事項は、届出者情報、船舶情報、漁法、操業海域、操業予定時期、主な水揚市場。
- ・届出方法は郵送（紙で提出）。
- ・漁獲実績報告書を提出。

（注）平成25年12月、届出制から承認制に移行し、隻数制限を導入（承認対象期間は平成26年4月から）。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第二十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十三年三月三日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 橋本 明彦

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「日本海・九州西海域」 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める日本海・九州西海域
- （2）「沿岸くろまぐろ漁業」 動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業（法第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項に規定する共同漁業、法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業、法第五十二条第一項に規定する指定漁業、法第六十六条第二項に規定する漁業、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業、同条第三項に規定する届出漁業、都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業及び法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業を除く。）

2 届出

- （1）平成二十三年七月一日から平成二十四年十二月三十一日の間に日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十三年六月二十日までに、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を経由して届出する場合にあっては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添え、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

- （2）前号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならぬ。この場合において、当該変更の届出が船名又は船舶総トン

（参考1）沿岸くろまぐろ漁業に届出制を導入した時の委員会指示

(参考1) 沿岸くろまぐろ漁業に届出制を導入した時の委員会指示

【届出書の様式】

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

届出者住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記により、沿岸くろまぐろ漁業に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1 使用する船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 船舶総トン数

2 漁業の方法

曳き縄・はえ縄・釣り・その他（ ）

3 操業海域

4 操業予定時期

5 主な水揚げ市場（又は漁協）

6 漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

道府県確認印

備考

1 用紙は、日本工業規格A4とすること。

2 漁業の方法は、該当するものに○印をつけること。その他については、（ ）に具体的な漁法を記入すること。

3 操業海域は、別図の区分（J1、J4～J10）を記入すること。

3 漁獲実績報告書

(1) 2の届出をした者は、当該届出に係る漁業の当年（平成二十三年にあつては、七月一日から十二月三十一日の間）の漁獲実績報告書を翌年一月三十一日までに事務局に提出しなければならない。

(2) 前項の漁獲実績報告書の様式は、別記様式第四号（組合を経由して提出する場合にあっては別記様式第五号）とする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十五年一月三十一日までとする。

数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3) 前二号の届出は、その住所の所在する都道府県ごとに、別表の上欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。なお、別表の上欄に掲げる道府県以外の都道府県に住所を有する届出者は、主たる操業海域の道府県の区分に応じ、当該海域を管轄する事務局に提出するものとする。

(1) 届出制の開始時期

- ・ 周知・準備期間をどの程度とすることが望ましいか。
- ・ 管理年度の途中から開始するか、管理年度に合わせるか。

【開始時期の例】

- (例1) 沿岸くろまぐろ漁業のように、2、3か月程度の周知・準備期間を経て令和7年度前半（6～7月頃）から開始
- (例2) 令和7年度後半（10月頃）から開始
- (例3) 令和8年度から開始

(2) 届出の対象

- ・ 釣り人（採捕を行う予定の者）だけでなく、遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者（PB運航者）に届出をさせることとするか。
- ・ ヒラマサ等の大型の浮き魚を釣るのが主目的であっても、クロマグロを採捕する可能性がある場合も届出の対象とするべきか。

(3) 届出のタイミング

- ・ 釣り人：釣りに行く数日前まで／釣りに行く週の前週●日／届出期間の当初（年1回）など
- ・ 遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者：届出期間の当初（年1回）など

（４）届出事項

- ① 釣り人（採捕予定者）
 - ・ 氏名、住所、電話番号、メールアドレス
 - ・ その他（出入港予定場所、使用予定船舶名など）
- ② 遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者
 - ・ 氏名、住所、電話番号、メールアドレス
 - ・ 船舶の番号（遊漁船登録番号（遊漁船）、船舶番号（プレジャーボート））
 - ・ その他（出入港予定場所 など）

（５）届出方法

- ・ アプリによる届出（※）、メールなどによる届出
- （※）アプリによる届出の場合は、システムの開発が必要であり、一定の期間が必要。

（６）未届出者への対応

- ・ 未届出者が採捕した場合の対応のあり方。

【仮に令和８年度から開始する場合の流れ（イメージ）】

- ・ 令和７年夏～秋頃に、届出制を規定した広域漁業調整委員会指示を決定・発出。



周知やシステム開発などの準備を実施。

- ・ 令和８年４月１日～令和９年３月３１日までの間に、くろまぐろを採捕しようとする釣り人は、釣りに行く●日前までに届出なければならない。
- ・ 令和８年４月１日～令和９年３月３１日までの間に、くろまぐろを採捕しようとする釣り人を案内する遊漁船業者及び遊漁船以外の船舶を運航する者は、令和８年３月●日までに届出なければならない。

(参考2) これまでの太平洋クロマグロ資源管理の経緯について

平成17（2005）年	我が国がWCPFCへ加盟
平成21（2009）年	WCPFCにおいて、未成魚（0-3歳）の漁獲努力量を2002-2004年水準まで減少させること等の保存管理措置を採択
平成22（2010）年	- くろまぐろを漁獲する定置網漁業の免許数を増大させないための都道府県知事宛ての大臣指示を発出 - WCPFCにおいて、未成魚（0-3歳）の漁獲量を2002-2004年水準まで減少させること等の保存管理措置を採択
平成23（2011）年	- 沿岸漁業における自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入、併せて漁獲実績報告を義務化 - くろまぐろ養殖業に対し、養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先等）の報告を義務化 - 大中型まき網漁業の未成魚の漁獲量を2002-2004年の平均漁獲実績未満、日本海の成魚漁獲量を2,000トン未満とする自主的管理を開始
平成24（2012）年	くろまぐろ養殖業に対し、天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないように、養殖漁場の新規設定や生け簀の台数等を制限する大臣指示を発出
平成26（2014）年	- 沿岸くろまぐろ漁業の届出制を承認制へ移行、広域漁業調整委員会の指示に基づき隻数制限を導入 - WCPFCにおいて、小型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から半減させる等の保存管理措置を採択
平成27(2015) 年	- 上記WCPFC保存管理措置を踏まえ、水産庁資源管理部長通知に基づく小型魚の数量管理を開始（「第1管理期間」） - 沿岸漁業については、全国を6ブロック（日本海北部、日本海西部、太平洋北部、太平洋南部、瀬戸内海及び九州西部）に分け、ブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリング ※6ブロックは広域漁業調整委員会の区分を基本（但し、石川県は日本海北部）
平成28（2016）年	「第2管理期間」の開始 - 沿岸漁業について、6ブロック間で異なっていた管理の期間を7月から翌年6月までに1本化 - 定置網の共同管理枠を設置 - WCPFCにおいて、大型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から増加させないこと等の保存管理措置を採択
平成29（2017）年	「第3管理期間」の開始 - 沿岸漁業のブロック管理を廃止し、都道府県別に漁獲可能量を配分 - 定置網の共同管理に加え、漁船漁業等（沿岸漁業）の広域管理を実施 - WCPFCにおいて、暫定回復目標の達成確率に応じて管理措置を自動的に改訂する漁獲制御ルールを採択

平成30（2018）年	・「第4管理期間」の開始（本管理期間から大型魚も対象として追加） ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（資源管理法）に基づく管理を開始 ・沿岸漁業については、都道府県ごとに小型魚、大型魚別の漁獲可能量を設定 ・定置網の共同管理を廃止 ・水産政策審議会の下に「くろまぐろ部会」を設置し、令和3管理年度までの配分の考え方の基準となった「第5管理期間以降の配分の考え方」を策定
令和元（2019）年	・「第5管理期間」の開始 ・沿岸漁業の管理の期間を4月から翌年3月までに変更 ・漁船漁業等（沿岸漁業）の広域管理を廃止
令和2（2020）年	・「第6管理期間」の開始 ・第5管理期間と同様の管理を継続 ・改正漁業法の施行に伴い資源管理法を廃止、数量管理の根拠法が改正漁業法へ移行 ・改正漁業法の施行に伴い、①くろまぐろを漁獲する定置網漁業の免許件数を増大させないこと、②くろまぐろ養殖業に対し、天然種苗の活込尾数が2011年から増加することのないように、養殖漁場の新規設定や生け簀の台数等を制限する内容の大臣指示を改めて発出（平成22年及び平成24年大臣指示は廃止）
令和3（2021）年	・「令和3管理年度」の開始 ・漁業法に基づく管理を開始 ・WCPFCにおいて、大型魚の漁獲量を2002-2004年平均水準から15%増加させる等の保存管理措置を採択 ・上記の大型魚の漁獲枠増枠に伴い、くろまぐろ部会において「令和4管理年度以降の配分の考え方」を策定 ・くろまぐろ遊漁に対し、広域漁業調整委員会指示により採捕規制等を導入
令和4（2022）年	・「令和4管理年度」の開始 ・大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業において、船別漁獲割当て（IQ）による管理を開始
令和5（2023）年	・「令和5管理年度」の開始 ・かじき等流し網漁業等において、IQ管理を開始

(参考3) 水産政策審議会におけるクロマグロ遊漁に関する議論について

令和6年9月24日開催 水産政策審議会第10回くろまぐろ部会 議事録(抄)

(委員A) おそらく私が今のところ思い付くのは次で最後です。遊漁になります。遊漁枠は無理ですね。現状では誰が管理するんだという問題になりますし、残念ながら遊漁の全国組織みたいなものがないので、強制力をもってある程度管理するのが現状では無理ということを見ると、それを例えば民間に任せるよりは今のところは水産庁が管理するしかないと思います。ただ、こういうことをきっかけに遊漁の管理というか、全国組織を作るまでに行くような流れがあってもいいかなというふうに思いましたけれども、現状ではちょっとまだそこまでの組織化が進んでいないというのが私の考えです。

～中略～

(委員B) 全ては、項目4の4個目のポツ、クロマグロ遊漁の全体像が全く見えていないということが問題なんだろうと思うんですね。4日で7トン獲ったというような、何かそういった意見もあったようですが、じゃ、その場合、それはプレジャーボートなのか遊漁船なのか、あるいは、その辺が全く。遊漁業者の7割が漁協に入っていると。ただ、それでもクロマグロのどれくらい獲っているかわからないと。そういった現状ではなかなか、漁業と同様の管理区分でというようなことはどうなのかなというようなところがですね。

(委員C) 私も今のB委員の意見に賛成で、我々漁業者は、漁獲報告を罰則規定などもありながらTAC管理をやっています。そうした中、全体像が把握されていない、どんな状況かもわからない、罰則がないものをやみくもに議論することに対し、なかなか我々としても議論しづらいところがあります。どういう方向でどういう管理をしていくか、そうしたことが少しでもわからないと、なかなか議論する切っ掛けにもならないと思います。

令和6年12月11日開催 水産政策審議会第134回資源管理分科会 資料7-2 「くろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方」P11～12(抄)

6. 令和7管理年度以降の配分の基本的考え方

(3) 留保の取扱い

漁獲可能量の超過リスクに対応するために留保として国が保持する数量は、小型魚、大型魚ともに50トン程度とするものとする。加えて、大型魚については、調査研究、遊漁、その他への対応として100トン程度を留保として国が保持するものとする。

8. その他

・・・資源と漁獲の状況、各漁業の漁獲が親魚資源に与える影響の度合い、国際情勢、放流等の混獲回避技術の向上、遊漁管理の高度化の状況等を踏まえ、一定期間(又は我が国の増枠時)を目途に必要な見直しを行う。

2. キャッチ&リリース（C&R）の是非について

（主な意見）

- C&Rの場合、枠を消化しないが、どのような点で抵抗感や懸念があるか、漁業者委員の率直な意見を聞きたい。
- C&Rが認められれば釣り人の不満も解消される。一方で、クロマグロを持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- C&Rの生存率のデータがないのであれば、その調査に釣り人が協力することは可能。
- 死亡させないようにするため、自分で泳げるようになるまで船で引っ張るなど、回復させて放す必要がある。
- C&Rの実施について、既存の法律や制度が障壁になっているのであれば、解釈の仕方での実施が可能にならないのか。
- 採捕上限の設定時期やバックリミットとセットで議論する必要がある。
- 少ない数量であってもC&Rと併用できれば年間通じた採捕が可能になり、遊漁船業者も営業することが可能になる。
- 例えば採捕量が漁獲上限の7割に達したら、それ以降はC&Rのみを可能とし、その後（死亡量が）残りの3割に達したらC&Rも禁止するという方法は可能なのか。ただし、行政として公平性を検討する必要がある。

(参考4)

○ WCPFCとIATTCにおける管理の違い

- WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）【太平洋の西側】
 - ・ 国別に漁獲可能量が設定されており（日本は大型魚8,421トン、小型魚4,407トン）、漁業と遊漁を区別しておらず、国全体の漁獲量をこの範囲内にしなければならない。
- IATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）【太平洋の東側】
 - ・ 国別の漁獲可能量（商業漁業）が設定されている。
 - ・ 遊漁については「商業漁業と統合的に管理する」と規定されている。

○ 日本と米国の遊漁制度等の比較

	日本	米国（※ 州によって制度が異なる）
遊漁全体の採捕上限	40トン（大型魚）	なし
採捕可能者	特に制限なし	ライセンスを得た者
バッグリミット	1人1日1尾まで（大型魚）	1人1日2尾まで（大型魚に限定されていない） （3日以上航海でも6尾まで）
採捕量の把握方法	採捕者が水産庁へ報告	ライセンスを得た者が州当局等に報告
太平洋クロマグロの採捕実績（2023年）※	遊漁：46トン 漁業：9,746トン 合計：9,792トン	遊漁：1,887トン 漁業：186トン 合計：2,073トン

※北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）統計参考（日本の遊漁はOthersの数量の内数、米国の遊漁はSportの数量）